

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計 画 主 体	真 室 川 町

真室川町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 農林課

所 在 地 真室川町大字新町 124 番 4

電 話 番 号 0233-62-2052

F A X 番 号 0233-64-1003

メールアドレス norin@town.mamurogawa.yamagata.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、ハクビシン、ニホンジカ、イノシシ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	真室川町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状			
	品 目	面積(a)	量(kg)	金額(千円)
ツキノワグマ	水稻	1.0	66	8
ハクビシン	無し	0	0	0
ニホンジカ	無し	0	0	0
イノシシ	飼料用米	0.4	24	0.05
	いも類	0.25	65	30
合計		1.65	155	38.05

(2) 被害の傾向

・ ツキノワグマにおいては、例年4月から10月にかけて、水稻やクリ、果樹等の農作物へ被害を及ぼしている。近年、出没区域は拡大し、農地だけでなく、住宅地や通学路、学校等の公共施設付近にも出没していることから、人的被害の発生も懸念されている。 ・ ハクビシンにおいては、町内で増加する空き家等に住み着いた個体の目撃情報が報告されている。 ・ ニホンジカにおいては、農作物等への被害報告はないものの、目撃情報が報告されている。 ・ イノシシにおいては、農作物被害が拡大傾向にあり、水稻、いも類の食害の他、農道や畦畔の掘り起こし被害が発生している。目撃情報も増えていることから、個体数が増加しているものと考えられる。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）		目標値（令和7年度）	
ツキノワグマ	1.00a	8 千円	0.7a	5 千円
ハクビシン	0a	0 千円	0.0a	0 千円
ニホンジカ	0a	0 千円	0.0a	0 千円
イノシシ	0.65a	30 千円	0.4a	17 千円
合計	1.65a	38 千円	1.1a	22 千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・ 人的被害や農作物被害を防止するため、町鳥獣被害対策実施隊に有害鳥獣捕獲業務を依頼し、捕獲体制を構築してきた。 ・ 捕獲手段については、箱わな、くくりわな、銃器により実施してきた。 ・ センサーカメラを活用することにより、カメラ設置現場に生息する鳥獣を把握し、対応策を練ってきた。	・ 実施隊員の高齢化に伴い、捕獲業務への従事者が年々減少している。 ・ イノシシは、令和元年度より捕獲を試みているが、成果が上がっていないため、従事者の技術や知識の習得が必要となっている。
防護柵の設置等に関する取組	・ 農業者の侵入防止柵の購入に係る経費を町で補助することにより、侵入防止柵の整備を推進している。 ・ 侵入防止柵に併せて防草シートも補助対象とすることで、柵設置後の管理負担軽減を図っている。 ・ 自家消費用作物の生産者も補助対象者とするすることで、農作物被害の軽減を図っている。	・ 防止対策が捕獲に偏ることがないように、侵入防止柵や環境管理の有効性を住民へ周知していく必要がある。
生息環境管理その他の取組	・ 有害鳥獣が出没し難い環境づくりに向け、農地周辺の林地等の下刈りを推進している。 ・ 緩衝帯の必要性を住民へ周知することで緩衝帯整備の取組みを推進している。	・ 高齢化により耕作されない農地と手入れされない森林が増加傾向であり、人里に鳥獣が出没する原因になるため、そのような地域において緩衝帯を整備する必要がある。

(5) 今後の取組方針

- ・ 本町の被害防止計画は、山形県第13次鳥獣保護管理事業計画（令和4年度～令和8年度）、第4期山形県ツキノワグマ管理計画（令和4年度～令和8年度）、第2期山形県イノシシ管理計画（令和3年度～令和7年度）との整合性を図りながら、箱わな等の活用による効果的な捕獲を実施する。
- ・ 農業者へ放任果樹の処理や適期収穫、周辺の藪や隠れ場所となりうる場所の下刈りを促す。また、電気柵の効果的な設置方法や設置後の管理方法について、農業者へ研修会等を行い、被害の軽減に努める。
- ・ 鳥獣が頻繁に出没する箇所について、緩衝帯の整備を推進する。
- ・ イノシシについては、町民への注意喚起を行うとともに、農業者へ農作物被害を防ぐための対策方法を周知し、人的被害の防止と農作物被害の軽減を図る。
- ・ ツキノワグマについて、出没時における対応方法は、花火等による追払いを基本とする。
- ・ ハクビシンについて、出没時における対応方法は、花火等による追払いを基本とする。また、空き家や倉庫の管理を適正に行うように町民へ周知することで、住宅地等での繁殖を未然に防ぎ、住宅地付近における農作物被害の軽減を図る。
- ・ ニホンジカ・イノシシについて、目撃情報や生態に係る情報を住民へ周知し、危機意識の啓発を図る。
- ・ 関係機関との連携を深めながら、鳥獣の保護と適正な捕獲の実施に努める。
- ・ ICT 機器（センサーカメラ等）を活用し、効率的な被害対策・捕獲の実施に努める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

・「クマが市街地に出没した際の対応マニュアル」による関係機関との連絡体制の強化を図り、被害及び出没状況に関する詳細情報の収集と共有に努める。 ・令和3年度より設置した町鳥獣被害対策実施隊による有害捕獲を実施する。実施隊員には、対象鳥獣捕獲員である狩猟免許所持者の他、わなの見回りや設置等のサポートを行う民間の隊員を任命し、捕獲体制の強化を図る。 ・市街地出没等の緊急時には、鳥獣を興奮させないように、一定の距離をとり、危険を回避した上で捕獲する必要があることから、警察官職務執行法第4条第1項に基づき、必要に応じてライフル銃を使用する。
--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5	ツキノワグマ	・農作物被害箇所や被害状況、目撃情報等により出没地域を予測し、効果的な捕獲実施に努める。 ・町鳥獣被害対策実施隊との連携強化を図り、効果的な捕獲実施に努める。 ・新規捕獲従事者の確保・育成を図る。
	ハクビシン ニホンジカ	・住民からの捕獲申請に基づき対応する。
	イノシシ	・住民からの目撃情報を基に出没地域を想定し、効果的な捕獲に努める。
6	ツキノワグマ	・農作物の被害状況により、箱わなを設置し効果的な捕獲を行う。 ・捕獲は町鳥獣被害対策実施隊が行う。 ・新規捕獲従事者の確保・育成を図る。
	ハクビシン ニホンジカ	・住民からの捕獲申請に基づき対応する。
	イノシシ	・農作物の被害状況や目撃された個体数により、くくりわなや箱わなを設置し効果的な捕獲を行う。 ・捕獲は町鳥獣被害対策実施隊が行う。 ・捕獲実績のある他市町村の実施隊等から助言をもらいながら、捕獲技術の向上を図る。 ・新規捕獲従事者の確保・育成を図る。
7	ツキノワグマ	同上
	ハクビシン ニホンジカ	
	イノシシ	

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
・ ツキノワグマについて、山形県第13次鳥獣保護管理事業計画（令和4年度～令和8年度）に基づき、市街地及びその周辺に出没した場合、集落周辺等に出没し、人畜等に対し急迫する加害のおそれがある場合、当該地域のツキノワグマの生息が安定的に保たれており、当該捕獲によっても安定的に保たれると認められる場合で、かつ、あらかじめ捕獲を行わないと甚大な被害等が予想される場合に限り捕獲を行う。また、第4期山形県ツキノワグマ管理計画（令和4年度～令和8年度）の個体数管理に基づき、捕獲数を把握し、目撃、被害状況に応じて、人的被害及び食害の防止を基本に、安全かつ効果的な方法により必要最小限の捕獲を行う。 ・ イノシシについて、第2期山形県イノシシ管理計画（令和3年度～令和7年度）に基づき、捕獲数を把握し、目撃、被害状況に応じて、人的被害及び食害の防止を基本に、安全かつ効果的な方法により捕獲を行う。 ・ ニホンジカ、ハクビシンについて、住民からの被害報告に基づき捕獲を行う。	

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ツキノワグマ	山形県ツキノワグマ管理計画による	同左	同左
ハクビシン	住民からの被害報告による	同左	同左
ニホンジカ	住民からの被害報告による	同左	同左
イノシシ	3	同左	同左

捕獲等の取組内容
・被害状況や目撃情報に応じて、捕獲方法、わなの設置場所を検討し、町鳥獣被害対策実施隊が、最も効果が期待できる方法（箱わな、くくりわな、銃器等）で捕獲を実施する。（くくりわなについてはツキノワグマ、ニホンジカを除く） ・捕獲の実施時期は、基本的に農作物被害が発生する時期とする。 ・ハクビシン、ニホンジカ、イノシシについては、被害状況に応じ捕獲を実施する。 ・ツキノワグマについては、農作物被害のほか人的被害防止のため、有害捕獲実施時期は4月から10月が中心となる。 ・散弾銃により近距離から発砲することが捕獲個体を興奮させ、危険が伴う場合は、遠距離からの発砲が可能なライフル銃を使用する必要がある。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
・散弾銃により近距離から発砲することが捕獲個体を興奮させ、危険が伴う場合は、遠距離からの発砲が可能なライフル銃を使用する必要がある。 ・捕獲時期：市街地出没時等の緊急時 ・捕獲場所：町内市街地

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
町内全域	ハクビシン・ニホンジカ・イノシシ

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和５年度	令和６年度	令和７年度
ツキノワグマ ハクビシン ニホンジカ イノシシ	電気柵 （町単独事業） 現地状況による	同左	同左

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ツキノワグマ ハクビシン ニホンジカ イノシシ	・適切な設置方法について指導 ・花火等忌避器具等による追払い	同左	同左

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	ツキノワグマ ハクビシン ニホンジカ イノシシ	有害鳥獣が頻繁に目撃される農地周辺の 林地等の下刈り・除伐を推進する。
令和6年度	ツキノワグマ ハクビシン ニホンジカ イノシシ	同上
令和7年度	ツキノワグマ ハクビシン ニホンジカ イノシシ	同上

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称		役割
真室川町	緊急	・ 対策本部の設置（対策本部長：町長） ・ 有害鳥獣捕獲申請許可 ・ 住民の安否確認 ・ 周辺住民への注意喚起 ・ 避難範囲の決定、避難勧告 ・ 交通規制範囲の決定等
	平常	・ 鳥獣の捕獲に関すること ・ 各組織との連絡調整に関すること
真室川町鳥獣被害対策実施隊	緊急	・ 対策本部への参加 ・ 追払い ・ 捕獲方法への助言や実施 ・ 警察官職務執行法に基づく銃器使用による捕獲協力等
	平常	・ 鳥獣の捕獲に関すること ・ 侵入防止柵の設置、維持管理に関すること ・ 鳥獣関連情報の提供に関すること
最上広域市町村圏事務組合北消防支署	緊急	・ 救急救命対応 ・ 住民の安否確認 ・ 周辺住民への注意喚起等
	平常	・ 被害状況の情報提供に関すること ・ 鳥獣捕獲の協力に関すること
山形県最上総合支庁	緊急	・ 関係機関との連携、支援等
	平常	・ 狩猟免許取得の推進に関すること ・ 適正な捕獲指導に関すること ・ 鳥獣関連情報の提供に関すること ・ 被害防止技術の指導・助言に関すること
新庄警察署	緊急	・ 警察官職務執行法に基づく銃器使用の助言及び命令 ・ 避難誘導及び交通規制 ・ 住民の安否確認、周辺住民への注意喚起等
	平常	・ 被害状況の情報提供に関すること ・ 鳥獣捕獲の協力に関すること

(2) 緊急時の連絡体制

- ・ 別紙のとおり

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・ 埋設又は焼却により適正に処分する。
- ・ ツキノワグマについては、食用等に使用可能な場合は、自家消費にて有効な活用を図る。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	・ 捕獲した鳥獣を食品として流通させるには、相応の検査が必要になってくるため、流通・販売については検討が必要である。
ペットフード	・ 該当なし
皮革	・ 該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	・ 該当なし

(2) 処理加工施設の実施体制

- ・ 該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制

- ・ 該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	
構成機関の名称	役割

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
真室川町	・ 鳥獣の捕獲に関すること ・ 各組織との連絡調整に関すること ・ 住民への注意喚起に関すること
真室川町鳥獣被害 対策実施隊	・ 鳥獣の捕獲に関すること ・ 侵入防止柵の設置に関すること ・ 鳥獣関連情報の提供に関すること
山形県最上総合支庁	・ 狩猟免許取得の推進に関すること ・ 適正な捕獲指導に関すること ・ 鳥獣関連情報の提供に関すること ・ 被害防止技術の指導・助言に関すること
新庄警察署	・ 被害状況の情報提供に関すること ・ 銃器等の取扱い指導、助言
最上広域森林組合	・ 間伐等の実施に関すること
もがみ中央農業協同組合 真室川支店	・ 農作物被害の情報提供に関すること ・ 果樹農家等に対する情報提供に関すること
真室川町農業委員会	・ 耕作放棄地の情報提供に関すること

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

令和3年5月14日より真室川町鳥獣被害対策実施隊を設置。 (実施隊員の構成) ・ 11名(内町猟友会会員9名、一般公募隊員2名) ・ 隊長：真室川町農林課長、副隊長：真室川町猟友会会長 (実施隊の役割) ・ 有害鳥獣の捕獲及び捕獲体制の強化 ・ 農作物被害等を防止するための侵入防止柵の設置 ・ 人的被害を防止するための有害鳥獣の追払い

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

・ 該当なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣の捕獲に関しては、隣接する市町村や関係機関と連携を図っていく。 また被害防止計画は、必要に応じて内容を見直し、変更するものとする。
--

別紙

対象鳥獣出没時の情報伝達の流れ（標準例）

